

日本郵政グループの郵政民営化の取組の現状

平成 2 1 年 4 月 2 2 日

日 本 郵 政 株 式 会 社
郵 便 事 業 株 式 会 社
郵 便 局 株 式 会 社
株 式 会 社 ゆ う ち ょ 銀 行
株 式 会 社 か ん ぽ 生 命 保 険

1 新規業務の進捗状況

① 郵便事業株式会社	1
② 郵便局株式会社	2
③ 株式会社ゆうちょ銀行	4
④ 株式会社かんぽ生命保険	6

2 簡易郵便局の一時閉鎖の解消に向けた取組と解消状況・・・ 8

3 郵便局会社による軽四輪車を用いた集荷について・・・ 9

4 旧総担地域における金融サービスの提供・・・・・・・・ 11

5 かんぽの宿、メルパルク等の譲渡等に関する経緯等・・・・・・・・ 12

1 新規業務等の進捗状況

○ 郵便事業株式会社

新規業務		認可の状況	準備・実施状況等
DMの 需要喚起	広告業務及びこれに附帯する業務	民営化委員会 意見 (H20.1.23) 認 可 (H20.2.6)	平成20年2月29日 株式会社JPメディアダイレクト設立 業務開始
運送基盤の 確立	貨物自動車運送事業、石油販売業、自動車分解整備事業及びこれらに附帯する業務	民営化委員会 意見 (H20.2.22) 認 可 (H20.2.29)	平成19年11月30日 日本郵便輸送準備株式会社設立 平成21年 2月 1日 郵便物等の運送事業者15社の1社化統合完了
国際物流事業	国際貨物運送に関する貨物利用運送事業、貨物航空運送代理店業、貨物自動車運送事業、通関業、倉庫業及びこれらに附帯する業務を組み合わせ、荷主に対して行う国際物流業務	民営化委員会 意見 (H20.6.18) 認 可 (H20.6.30)	平成20年7月1日 JPサンキュウグローバルロジスティクス株式会社設立 業務開始

○ 郵便局株式会社（１）

新規業務	進 捗 状 況
カタログ販売事業	・開始時期：平成19年10月～ ・実施局：全局(一部簡易局を除く)
店頭販売 (映画チケット、ポストカード等)	・開始時期：平成19年11月～ ・実施局：全局(一部簡易局を除く)
コンビニエンスストア(ローソン)との提携 (直営ショップの試行)	・開始時期：平成20年8月～ ・実施店舗：8店
広告ビジネス (郵便局窓口ロビーへのパンフレット類の掲出等)	・開始時期：平成20年4月～ ・実施局：全局(一部簡易局を除く)
生活サービス取次事業 (ホームセキュリティ、光ファイバー接続、引越等)	・開始時期：平成20年8月～ ・実施局：平成21年1月から全局(一部簡易局を除く)

○ 郵便局株式会社（２）

新規業務	進 捗 状 況
自動車保険	・開始時期：平成19年10月～（首都圏近郊の23局で開始） ・実施局：平成20年10月に取扱局を全国303局へ拡大
変額年金保険	・開始時期：平成20年5月～（全国79局で開始） ・実施局：平成20年10月に取扱局を166局へ拡大
第三分野保険商品	・開始時期・実施局 ：平成20年10月から全国300局で取扱開始
法人（経営者）向け生保商品	・開始時期・実施局 ：平成20年10月から大都市を中心に55局で取扱開始
不動産事業の展開	・東京中央局 ⇒ 平成20年10月に新築工事を発注。当初計画から更に保存部分を拡大し、保存解体工事を実施中。 ・大阪中央局 ⇒ 具体的な事業計画を検討中 ・名古屋中央局駅前分室 ⇒ 具体的な事業計画を検討中

○ 株式会社ゆうちょ銀行（１）

（１）新規業務（運用手段の多様化）

運用対象	認可の状況	実施状況等
①シンジケートローン（参加型）、特別目的会社（SPC）への貸付	民営化委員会 意見 (H19.11.5) 認可 (H19.12.19)	・2008年1月シンジケートローン（参加型）融資を実行
②公共債の売買		・市場の状況等を勘案しながら、態勢整備が出来次第、運用開始予定
③信託受益権の売買、株式の売買等		・2008年3月信託受益権の取得を実行 ・2008年9月投資信託の受益証券（円貨建て）の取得を実行 ・2009年2月非上場外国債の取得を実行
④貸出債権の取得又は譲渡等		・2008年2月貸出債権の取得を実行
⑤金利スワップ取引、金利先物取引等		・2008年2月金利スワップ取引を実行
⑥リバースレポ取引		・2008年6月リバースレポ取引を実行

新規業務（リテール商品）

新規業務	認可の状況	実施状況等
①クレジットカード業務	民営化委員会 意見 (H20.2.22) 認可 (H20.4.18)	・2008年5月1日業務開始（直営店233店舗・郵便局約20,000局で展開中）
②変額個人年金保険等生命保険募集業務		・2008年5月29日業務開始（直営店233店舗で展開中）
③住宅ローン等の媒介業務		・2008年5月12日業務開始（直営店50店舗で展開中）

○ 株式会社ゆうちょ銀行（２）

（２）政令改正要望

項目	進捗状況等
流動性預金の預入限度額廃止	・2008年4月1日金融庁、総務省及び郵政民営化推進室あて政令改正要望を提出 ・現在、関係者に対し、要望内容の必要性についてご説明を行っているところ

（３）新商品・サービス拡充等

項目	進捗状況等
①ATM口座間送金手数料の無料期間の延長	民営化記念キャンペーンとして、2007年10月1日から2008年9月30日までの期間、ATMを利用したゆうちょ銀行の総合口座からゆうちょ銀行の総合口座又は振替口座への送金を無料化していたが、ご好評につき、さらに1年間無料化（2008年10月1日から2009年9月30日まで）
②他の金融機関との振込	2009年1月5日から、全国銀行データ通信システム（全銀システム）に接続することにより、全銀システムに接続している金融機関（約1,500行）との間の振込を開始
③新たな商品・サービスの提供開始	2009年4月13日から、ゆうちょ銀行の口座で公的年金の自動受取りをご利用のお客さま等を対象に、「ゆうちょ年金定期」及び「ゆうちょときめき倶楽部」の提供開始
④「ゆうちょダイレクト」の機能向上（予定）	2009年5月7日から、「ゆうちょダイレクト」（オンラインバンキングサービス）のメニューに、担保定額貯金・担保定期貯金の預入、月5回までのゆうちょ銀行口座間の送金（電信振替）料金の無料化、他の金融機関あて振込などのサービスを新たに追加予定

○ 株式会社かんぽ生命保険(1)

(1)新規業務(運用手段の多様化)

運用対象	認可の状況	実施状況等
①信託受益権の取得	民営化委員会 意見 (H19.11.5) 認可 (H19.12.19)	平成20年7月9日開始
②シンジケートローン(参加型)		平成20年8月6日開始
③金利スワップ取引		平成20年12月22日開始
④貸出債権の取得		平成21年3月25日開始

(2)政令改正要望

項目	進捗状況等
①加入後一定期間経過した場合 の限度額の引上げ	・実施計画において速やかな業務開始を希望 ・平成20年4月1日に政令改正要望を提出
②第三分野商品の発売	・実施計画において引受け・支払管理態勢等の整備を適切に行った上で、他の生命保険会社との連携を含めた幅広い選択肢の下で商品を開発・提供することを希望 ・平成20年2月22日に日本生命保険相互会社と一部業務の提携を実施 ・平成21年3月19日に政令改正要望を提出

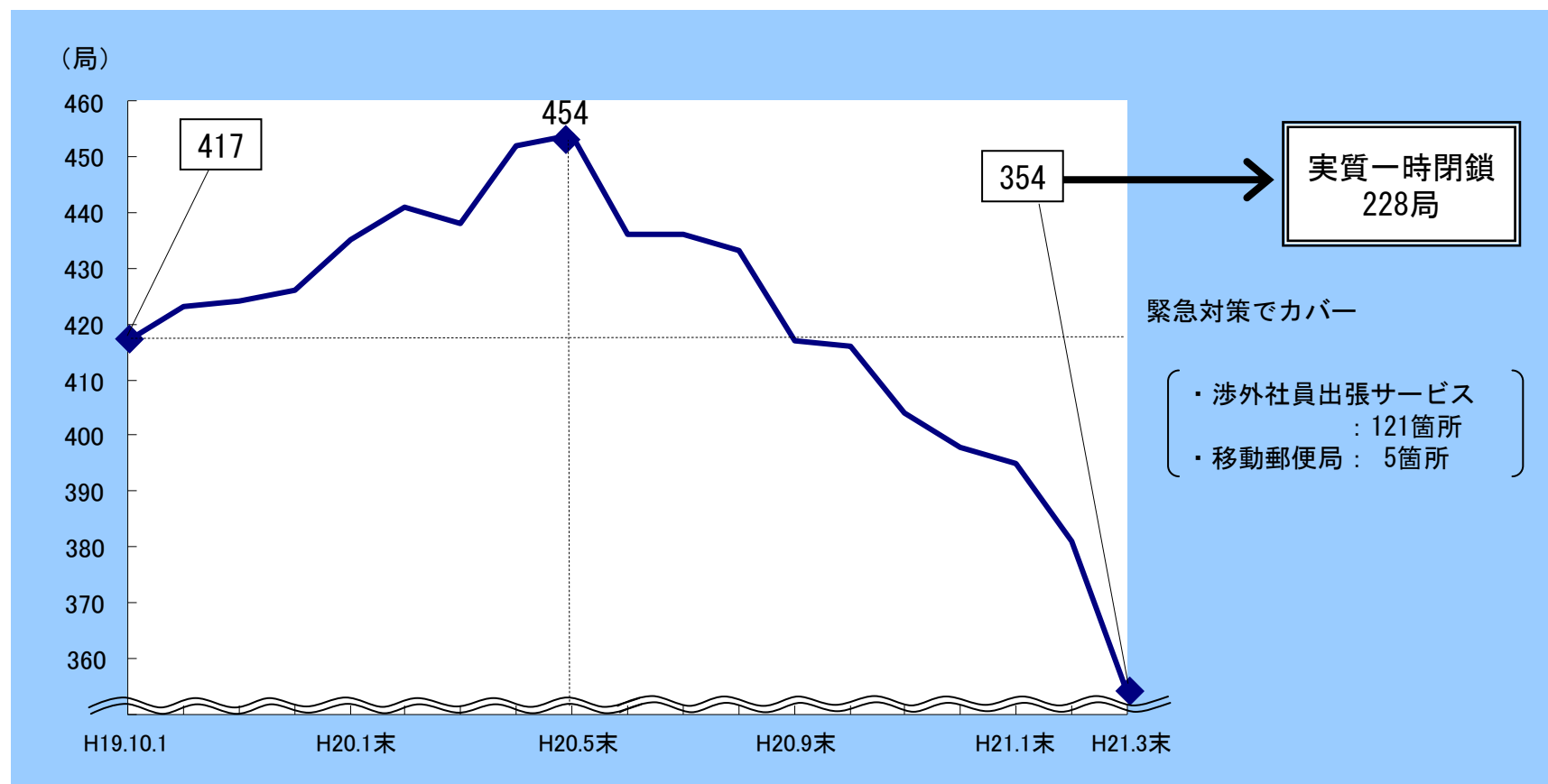
○ 株式会社かんぽ生命保険(2)

(3)新商品・サービス拡充等

項目	進捗状況等
①法人向け商品の受託販売	・平成20年6月1日受託販売開始 ・全国のかんぽ生命保険直営店(80支店)に配置する営業社員が販売 ・商品を提供する生命保険会社 アイエヌジー生命保険株式会社、アクサ生命保険株式会社、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー、住友生命保険相互会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、日本生命保険相互会社、三井住友海上きらめき生命保険株式会社、明治安田生命保険相互会社
②入院特約の見直し	・平成20年7月2日販売開始 ・全国のかんぽ生命保険の直営店(80支店)及び郵便局(約20,000局)で販売

2 簡易郵便局の一時閉鎖の解消に向けた取組と解消状況

一時閉鎖の簡易郵便局数の推移



(平成21年3月末現在)

〔参考〕簡易郵便局受託者の属性： 個人 86%、農協・漁協 8%

一時閉鎖の理由： 個人受託者の病気・高齢等 40%、農協・漁協の統廃合・人員削減等 49%

(平成21年3月末現在)

3 郵便局会社による軽四輪車を用いた集荷について

○本件は、平成21年3月27日付けで総務大臣に対し次のとおり郵便局株式会社法に基づく新規業務の届出を実施。

民営・分社化以降、郵便局による集荷は、台車・自転車・125CC以下のバイクで実施してきましたが、郵便局による四輪集荷を望むお客様のニーズにお応えするため、平成21年3月31日から、新たに軽四輪車による集荷を行うこととしました。

1 実施対象郵便局

次頁の17郵便局で実施（各1台の軽四輪車を配備＝合計17台）

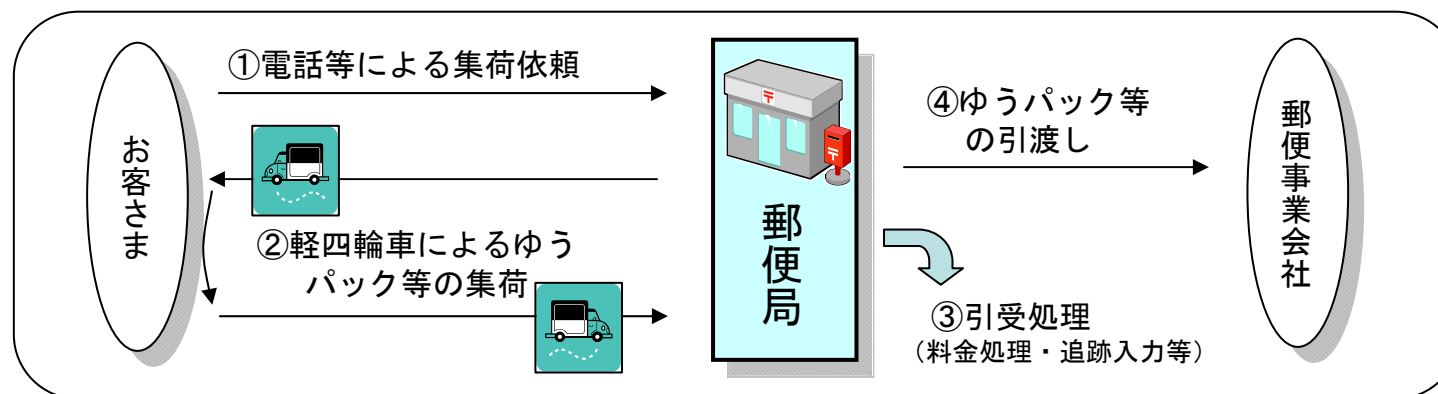
* 今回は、お客さまからの軽四輪集荷のご要望の強い地域の郵便であって、局長や既配置職員で集荷対応ができること、自局で十分な駐車スペースが確保できることなどの要素を考慮して実施対象局を選定。

2 集荷対象商品

ゆうパック及び一般郵便物

3 実施方法

配備局周辺等の地域において、次図のとおり、お客さまからの集荷依頼に基づき、軽四輪車によりゆうパック等を集荷し、自局で引受処理を行った後、郵便事業会社（支店・集配センター）に引渡す方法により集荷を行う。



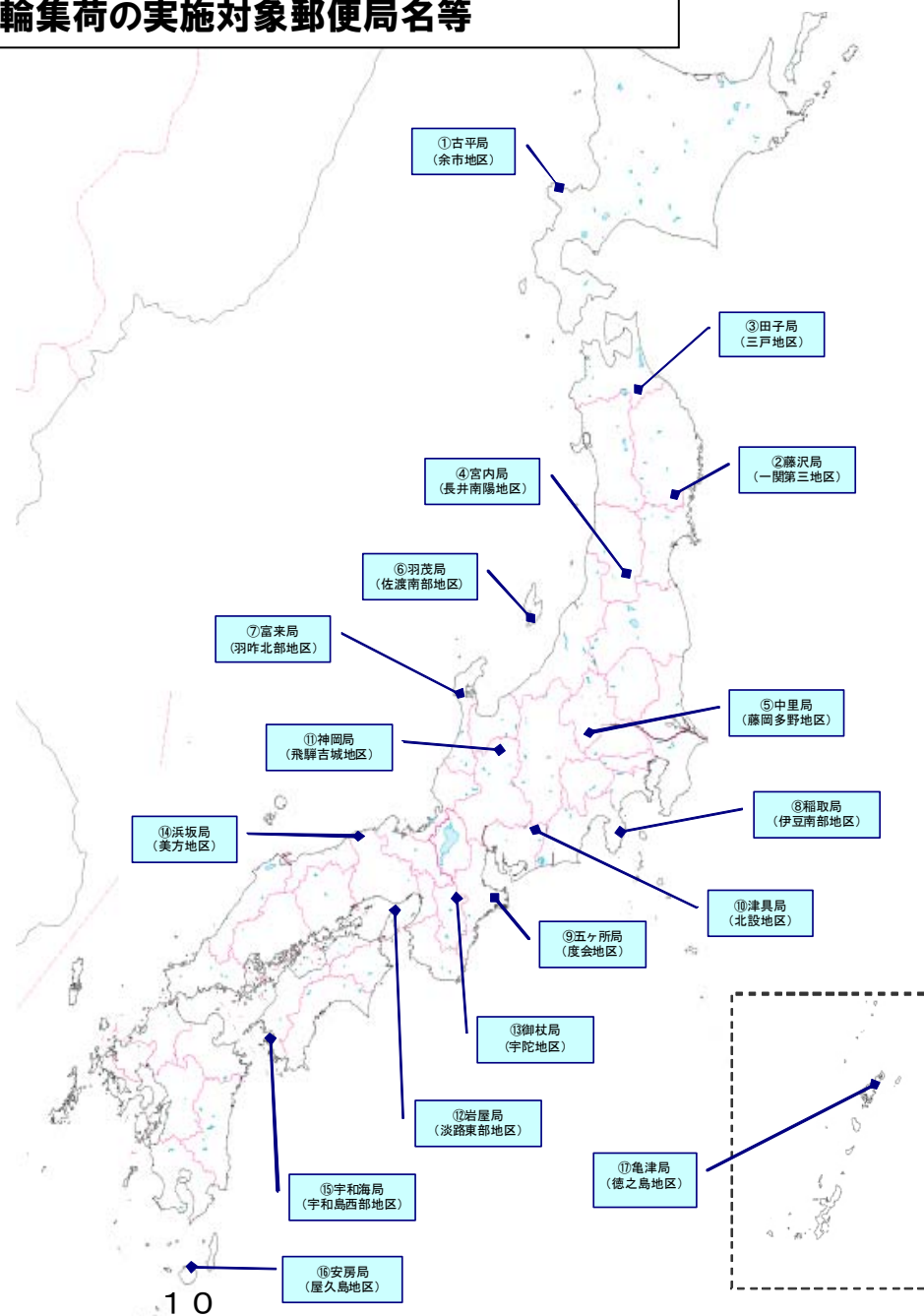
4 今後の予定

今後、今回の実施局の集荷状況等を踏まえ、必要に応じて実施局の追加等の検討を行っていく予定。

軽四輪集荷の実施対象郵便局名等

No.	支社名	都道府県名	郵便局名
1	北海道	北海道	古平
2	東北	岩手	藤沢
3	東北	青森	田子
4	東北	山形	宮内
5	関東	群馬	中里
6	信越	新潟	羽茂
7	北陸	石川	富来
8	東海	静岡	稲取
9	東海	三重	五ヶ所
10	東海	愛知	津具
11	東海	岐阜	神岡
12	近畿	兵庫	岩屋
13	近畿	奈良	御杖
14	近畿	兵庫	浜坂
15	四国	愛媛	宇和海
16	九州	鹿児島	安房
17	九州	鹿児島	亀津

(合計17局)



4 旧総担地域における金融サービスの提供



背景

民営化後、配達途中の郵便外務員に貯金の依頼等ができなくなり、一部の地域においてサービス低下への懸念の声が出ていることから、訪問金融サービスを実施する社員を指定し、お客様のご自宅等へ訪問するサービスを実施する。

サービス概要

1. サービス概要	サービスを実施する地区グループ(郵便局)に、訪問サービス対応社員及び補助社員を配置し、お客様からの金融サービスの訪問要請に対応
2. サービス内容	原則、すべての商品・サービス全メニューを提供 (金融新規系商品等、取扱局が限定されているものは除く。)
3. サービス対象者	原則、実施エリア内に居住する希望者全員 (訪問要請件数が多く、対応が困難な場合は、高齢者や身体障害者を優先)
4. 実施フロー	① 訪問サービスを希望するお客様は、受持ちの郵便局に連絡 ② 連絡を受けた郵便局(社員)は、サービスを希望するお客様に連絡し、原則、ご依頼があった当日中にお客様に接触し、訪問日時を調整の上、サービスを提供。
5. 開始時期等	旧総合担務実施局(2,652局)においてサービスを実施することとし、本年4月中を目処に全国2,227局(794地区グループ)の郵便局でサービスを開始。 体制整備等の検討が必要な425局(282地区グループ)については、準備が整い次第、順次開始(21年度第一四半期中予定)
6. 周知方法	郵便局窓口に本サービスの周知文の掲示 また、サービスの運用状況を見て、必要に応じて地元広報誌への掲載等も検討

5 かんぽの宿、メルパルク等の譲渡等に関する経緯等

(1) かんぽの宿等の譲渡に関する経緯

① 譲渡の法的背景

- ・ 日本郵政株式会社法附則第2条第1項において、平成24年9月末日までの施設の譲渡又は廃止を規定。

② 譲渡先の選定プロセス

時 期	事 項
H19. 10. 23	・ かんぽの宿等事業(譲渡対象施設：かんぽの宿等71か所及び社宅9か所)について、事業体として一括譲渡の方針決定
H20. 2. 1	・ メリルリンチ日本証券(株)と譲渡に関するアドバイザリー業務委託契約を締結
H20. 4. 1	・ 譲渡候補先の募集についてホームページで告知(募集要綱を配布)
H20. 5. 15	・ 入札参加表明応募の締切り(趣意書提出) : 提出27社
H20. 6. 20	・ 第一次入札(企画提案)参加者決定 : 22社
H20. 8. 15	・ 第一次入札(企画提案)の締切り : 提出7社(辞退15社)
H20. 8. 27	・ 第二次入札(企画提案)参加者決定 : 3社
H20. 10. 31	・ 第二次入札(企画提案)の締切り : 提出2社(辞退1社)
H20. 11. 20	・ 第二次入札(企画提案)を行った2社に対し、かんぽの宿等71か所のうち世田谷レクセンターを譲渡対象から外すことを説明(譲渡対象施設：かんぽの宿等70か所及び社宅9か所)
H20. 12. 9	・ オリックス不動産(株)に対し優先交渉権付与
H20. 12. 26	・ オリックス不動産(株)と株式譲渡契約を締結(取締役会により決議) 譲渡契約金額(株式価値評価額) 10,886百万円 株式譲渡の前提となる会社分割(新設分割)は、総務大臣の認可を受けて効力を生じる 会社分割及び株式譲渡実行日(予定日)は、平成21年4月1日

(2) メルパルクの賃貸に関する経緯

① 賃貸借方式を選った理由

- ・ メルパルクの運営については、(財)ゆうちょ財団への運営委託により、弊社が事業運営リスクを負っていたため、当該リスクを可能な限り極小化する必要があったこと
- ・ 優れた経営ノウハウを有する民間企業に賃貸することで、対象施設の資産価値の維持・向上が図られ、又、日本郵政株式会社法附則第2条に基づく「譲渡」の際に、価格の最大化を目指すことができること。

② 賃貸先の選定プロセス

時 期	事 項
H19.10.23 H19.12.上旬～	・ 運営委託会社を「(財)ゆうちょ財団」から変更し、新たな運営委託会社を選定する方針決定 ・ 賃貸先の選定に当たり、中立的かつ専門性を有する第三者である「日本政策投資銀行(DBJ)」を運営者選定のアドバイザーに決定。 ・ 弊社とDBJにおいて、メルパルクの運営が可能と考えられる同業の事業者を幅広くリストアップし、その中から財務状況、雇用受入能力等を勘案して26社に絞込み、個別に意向を確認。
H20.1.下旬～5.下旬 H20.6.18 H20.9.30	・ 5社が企画提案書を提出し、3回の選定過程を経てワタベウェディング(株)を選定 ・ 賃料水準や賃貸借期間等の基本的な条件に関する定期建物賃貸借基本協定締結。 ・ 定期建物賃貸借契約締結。 ・ 総務大臣による平成20年度事業計画の変更認可(メルパルクの定期建物賃貸借契約締結等)

③ ワタベウェディング(株)を賃貸先に選定した理由

- ・ 賃貸先の選定にあたっては、応募先の信用力、賃貸後の事業戦略、収支計画、賃貸条件、従業員の承継等の提案を審査。
- ・ その結果、弊社は、以下の観点からワタベウェディング(株)が提案者の中で最も優れていたと判断し選定。
 - (i) メルパルクの運営が可能と考えられる同業の一定規模を有する事業者で、かつ財務内容が優良であること
 - (ii) メルパルク運営に従事している従業員の雇用受け入れが可能なこと
 - (iii) 一定の賃料が安定して期待できること

(3) 「不動産売却等に関する第三者検討委員会」の概要

① 目的	日本郵政グループが保有する不動産の売却等についての基本的考え方及びルールなどを整理すること。
② 経緯	平成20年12月26日にオリックス不動産(株)と締結した「かんぽの宿等」の事業譲渡契約につき、さまざまなご指摘やご意見を賜ったことを受け、日本郵政グループが保有する不動産の売却等についての基本的な考え方やルールなどを整理することを目的として、平成21年2月16日に設置したもの。
③ 位置付け	日本郵政株式会社取締役代表執行役社長の諮問機関。
④ 委員 (敬称略)	委員長 川端 和治 元日本弁護士連合会副会長、霞ヶ関総合法律事務所パートナー 委員長代理 黒田 克司 日本公認会計士協会副会長、監査法人日本橋事務所理事長 委員 澁井 和夫 日本不動産鑑定協会常務理事、世田谷信用金庫常勤理事 (委員選定の理由) 弁護士、公認会計士、不動産鑑定士という専門家の方々から、特にそれぞれの連合会、協会の要職のご経験をお持ちの方々をお願いしたもの。いずれの委員も、豊かな専門知識と高いご見識をお持ちの方であり、また第三者としての客観性もお持ちである。

(4) 「不動産売却等に関する第三者検討委員会」の開催状況

回次(開催日)	主な議事内容、資料等
第1回 (2月20日)	社長挨拶、委員の紹介、委員会開催要領の決定、委員長の選出・委員長代理の指名、当面の開催スケジュールについて
第2回 (2月25日)	民営化の枠組み等について、日本郵政グループの保有不動産の現況について
第3回 (2月26日)	かんぽの宿等の経営状況及び譲渡に関する経過の説明、メルパルクについて
第4回 (3月13日)	これまでの主な意見や指摘と会社の説明内容等について
第5回 (3月25日)	・かんぽの宿の事業譲渡について(スキーム選択、選定手続き、処分時期、処分価格、アドバイザー等) ・バルク売却その他について(考え方、処分価格、転売・用途制限、地方公共団体・地域経済等への配慮) ・「日本郵政株式会社法第14条第2項に基づく監督上の命令等(平成21年4月3日)」について
第6回 (4月8日)	
第7回 (4月22日)	

開催期間、開催回数は未定であるが、数ヶ月程度での一定の取り纏めをお願いしている。また、委員会とは別に施設の視察を実施。